

覚醒剤取締法施行規則  
覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十  
二号)の規定に基き及び同法を実施するため、  
覚せい剤取締法施行規則を次のように定める。

**第一条 覚醒剤取締法(以下「法」という。)** 第  
三条第二項に規定する覚醒剤施用機関及び覚醒  
剤研究者の指定基準は、次のとおりとする。

一 覚醒剤施用機関にあつては、精神科若しく  
は医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二  
十六号)第三条の二第一項第一号ハ及びニ  
(2)の規定により神経と組み合せた名称  
を診療科名とする診療科の診療を行う病院若  
しくは診療所又は外科、整形外科、産婦人  
科、眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行う病  
院若しくは診療所であつて診療上覚醒剤の施  
用が特に必要と認められるものであること。

二 覚醒剤研究者にあつては、医学、薬学、化  
学、応用化学その他の学術研究又は試験検査  
の業務に從事する者であつて、覚醒剤の使用  
が特に必要と認められるものであること。

(覚醒剤製造業者等の指定申請書)  
**第二条 法第四条第一項の規定により覚醒剤製**  
業者の指定を受けようとする者及び同条第二項  
の規定により覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者  
の指定を受けようとする者の提出すべき申請書  
は、別記第一号様式の定めるところによる。

一 覚醒剤研究者は、前項の申請書に申請者の履  
歴書及び研究の計画書を添付しなければならな  
い。

(製造の許可申請書)  
**第三条の二 法第十五条第二項の規定により覚醒**  
剤の製造の許可を受けようとする者の提出すべ  
き申請書は、別記第一号様式の二の定めるところ  
による。

(譲渡の許可申請書)

一 前項の申請書には、申請者の履歴書及び研究  
の目論見書を添付しなければならない。

(譲渡しの許可申請書)

2 前項の申請書には、申請者の履歴書及び研究  
の目論見書を添付しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者の履歴書及び研究  
の目論見書を添付しなければならない。

(譲渡の許可申請書)

#### (譲渡証及び譲受証)

**第四条 法第十八条第一項に規定する譲渡証及び**  
譲受証は、それぞれ別記第三号様式(一)及び  
同様式(二)による。

2 前項の譲渡証又は譲受証は、譲渡人又は譲受  
人が押印した譲渡証又は譲受証とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

**第四条の二 法第十八条第二項に規定する厚生労**  
働省令で定める方法は、次に掲げる方法とす  
る。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ  
又はロに掲げるもの

イ 譲渡人の使用に係る電子計算機と接続する電気  
の使用に係る電子計算機と接続する電気

ロ 譲受人の使用に係る電子計算機を通じて送信し、受信者の使用に  
係る電子計算機に備えられたファイルに記

録する方法

口 譲受人の使用に係る電子計算機に備えら  
れたファイルに記録された書面に記載すべ  
き事項を電気通信回線を通じて譲渡人の閲  
覧に供し、当該譲渡人の使用に係る電子計  
算機に備えられたファイルに当該事項を記  
録する方法(法第十八条第二項に規定する  
方法による提供を受ける旨の承諾又は受け  
ない旨の申出をする場合にあつては、譲受  
人の使用に係る電子計算機に備えられたフ  
ァイルにその旨を記録する方法)

二 電磁的記録媒体(電磁的記録)(電子的方  
式、磁気的方式その他の知覚によつては認  
識することができる方式で作られる記録で  
あつて、電子計算機による情報処理の用に供  
されるものをいう。)に係る記録媒体に記載  
に適合するものでなければならない。

一 譲渡人がファイルへの記録を出力すること  
による書面を作成することができるものであ  
ること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事  
項について、改変が行われていないかどうか  
を確認することができる措置を講じているこ  
と。

#### 第四条の三 法第十八条第三項に規定する厚生労

働省令で定める電磁的記録は、前項第一項第一  
号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法  
により記録されたもの又は同項第一号に掲げる電  
磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録  
されたものをいう。

**第四条の四 覚醒剤取締法施行令(昭和四十八年  
政令第三百三十四号)第一条第一項の規定によ  
り示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる  
事項とする。**

一 第四条の二第一項各号に規定する方法のう  
ち譲受人が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(施用等の許可申請書)

**第四条の五 法第二十条第六項の規定により覚醒**  
剤の施用又は交付の許可を受けようとする者の  
提出すべき申請書は、別記第三号様式の二の定  
めるとところによる。

二 覚醒剤製造業者は、前項の場合に準  
用する。

(封かん証紙)

**第五条 法第二十一条第一項に規定する政府発行**  
の証紙は、別記第四号様式の定めるところによ  
る。

2 覚醒剤製造業者は、政府発行の証紙の交付を  
受けようとするときは、別記第五号様式の定め  
る交付申請書を厚生労働大臣に提出しなけれ  
ばならない。

(封かん証紙による封入)

**第六条 覚醒剤製造業者は、その製造した覚醒剤**  
を、別表に定める品目別数量ごとに容器に収  
め、これに政府発行の証紙で封を施さなければ  
ならない。

2 覚醒剤製造業者は、その製造した覚醒剤  
を、別表に定める品目別数量ごとに容器に収  
め、これに政府発行の証紙で封を施さなければ  
ならない。

(覚醒剤保管営業所の届出)

**第七条 法第二十二条第一項ただし書の規定によ  
る覚醒剤保管営業所の届出は、別記第六号様式**  
に定める届出書によつて行わなければならな  
い。

2 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、  
譲渡人の使用に係る電子計算機と、譲受人の使  
用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し  
た電子情報処理組織をいう。

#### 一 覚醒剤原料輸入業者 次に掲げる者

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び  
安全性の確保等に関する法律(昭和三十五  
年法律第二百四十五号)以下「医薬品医療機  
器等法」という。)第十二条第一項の規定

による医薬品の製造販売業の許可又は同法  
第十三条第一項の規定による医薬品の製造  
業の許可を受けている者

ハ 香料、化学薬品又は石けんの製造業者

ハ 覚醒剤原料輸出業者 次に掲げる者

イ 前号イに掲げる者

ロ 医薬品医療機器等法第四条第一項の規定  
により薬局開設の許可を受けている者

ハ 医薬品医療機器等法第二十六条第一項の  
規定による店舗販売業の許可又は第三十四  
条第一項の規定による卸売販売業の許可を  
受けている者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として輸出することを業とする者

三 覚醒剤原料製造業者 次に掲げる者

イ 第一号イに掲げる者

ロ 第二号ロに掲げる者

ハ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として製造することを業とする者

三 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第一号イに掲げる者

ロ 第二号ロに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第一号イに掲げる者

ロ 第二号ロに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号イに掲げる者

二 覚醒剤原料輸入業者 次に掲げる者

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び  
安全性の確保等に関する法律(昭和三十五  
年法律第二百四十五号)以下「医薬品医療機  
器等法」という。)第十二条第一項の規定

による医薬品の製造販売業の許可又は同法  
第十三条第一項の規定による医薬品の製造  
業の許可を受けている者

ハ 香料、化学薬品又は石けんの製造業者

ハ 覚醒剤原料輸出業者 次に掲げる者

イ 前号イに掲げる者

ロ 医薬品医療機器等法第四条第一項の規定  
により薬局開設の許可を受けている者

ハ 医薬品医療機器等法第二十六条第一項の  
規定による店舗販売業の許可又は第三十四  
条第一項の規定による卸売販売業の許可を  
受けている者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として輸出することを業とする者

三 覚醒剤原料製造業者 次に掲げる者

イ 第二号イに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として製造することを業とする者

三 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ロに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第二号ハに掲げる者

二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学  
薬品として譲り渡すことを業とする者

三 覚醒剤原料販売業者 又は右けんの製造業者

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

者にあつては申請者の履歴書及び研究の計画書を添付しなければならない。  
(覚醒剤原料輸入業者等の指定証)

第五条 第一項の規定により覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤取扱者又は覚醒剤原料研究者に交付する指定証は、別記第九号様式の定めるところによる。

(携帯輸入又は携帯輸出の許可申請)

第十二条 法第三十条の六第一項ただし書又は第三項ただし書の規定による医薬品である覚醒剤原料の携帯輸入又は携帯輸出の許可は、地方厚生局長に、別記第十号様式に定める申請書を提出することによつて行わなければならない。

2 前項の申請書には、疾病名、治療経過及び医薬品である覚醒剤原料の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書を添付しなければならない。  
(覚醒剤原料の輸入及び輸出の許可申請)

第十三条 法第三十条の六第四項の規定により覚醒剤原料の輸入又は輸出の許可を受けようとする覚醒剤原料輸入業者又は覚醒剤原料輸出業者の提出すべき申請書は、別記第十一号様式の定めるところによる。

第十四条 法第三十条の九第一項第七号の規定による覚醒剤原料の譲渡しの許可是、地方厚生局长に、別記第十二号様式に定める申請書を提出することによつて行わなければならない。

2 法第三十条の九第一項第七号の厚生労働省令で定める場合は、法第三十条の七第六号又は第七号に規定する者が、厚生労働大臣の許可を受けて、次の各号のいずれかに該当する覚醒剤原料を同一条第一号又は第三号から第五号までに規定する者に譲り渡す場合及び医薬品である覚醒剤原料を患者の試験検査のために同条第五号に規定する者に譲り渡す場合とする。

一 全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは敗した物質から成つているもの  
二 異物が混入し、又は付着しているもの  
三 その容器又は包装に破損が生じているもの  
四 前三号に掲げるもののほか、覚醒剤原料又はその容器若しくは包装に異常が生じ、又は生じているおそれがあるもの  
五 法第三十条の七第三号から第五号までに規定する者が依頼した医薬品医療機器等法第八

十条の二第二項に規定する治験又は臨床研究を床研究に使用する必要がなくなつたもの

(廃棄の方法)

第十五条 法第三十条の九第二項及び法第三十条の十三ただし書に規定する廃棄は、焼却その他他の覚醒剤原料を回収することが困難な方法により行わなければならない。

(譲渡証及び譲受証)

第十六条 法第三十条の十第一項に規定する譲渡証及び譲受証は、それぞれ別記第十三号様式及び第十四号様式による。

2 前項の譲渡証又は譲受証については、第四条第二項の規定を準用する。

第十七条 第四条の二から第四条の四までの規定は、法第三十条の十第一項の譲受人が同条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとする場合について準用する。

(覚醒剤原料の保管場所の届出)

第十八条 法第三十条の十二第一項第一号の規定による届出は、覚醒剤原料を保管しようとする場所を管轄する都道府県知事を経て厚生労働大臣に、同条第二号に規定する届出は、覚醒剤原料を保管しようとする場所の所在地の都道府県知事に、別記第十五号様式に定める届出書を提出することによつて行わなければならない。

(廃棄等の届出)

第十九条 法第三十条の十三の規定による覚醒剤原料の廃棄の届出は、別記第十六号様式に定められる届出書によつて行わなければならない。

2 法第三十条の十四第二項の規定による医薬品である覚醒剤原料の廃棄の届出は、当該医薬品である覚醒剤原料を廃棄した薬局又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の所在地の都道府県知事に、別記第十七号様式に定める届出書を提出することによつて行わなければならない。

(手数料等の納付)

第二十四条 法第三十条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号及び第十七号から第十九号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

2 法第十七条第四項及び第五項に規定する

はこれらの疑いのある物を收去しようとするときは、別記第十九号様式に定める収去証を交付しなければならない。

(身分を示す証票)

第二十一条 法第三十三条第三項の規定により覚醒剤監視員が携帯すべき身分を示す証票は、別記第二十号様式の定めるところによる。

(犯罪鑑識用覚醒剤等に関する記載事項)

第二十二条 法第三十四条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

厚生労働省令で定める権限は、次のとおりとする。

2 交付を受けた覚醒剤又は覚醒剤原料及び數量並びにその年月日

一 交付を受けた覚醒剤又は覚醒剤原料につき、滅失その他の事故を生じたときは、当該事故に係る覚醒剤又は覚醒剤原料の品名及び数量、その年月日その他事故の状況を明らかにするため必要な事項

(国の開設する覚醒剤施用機関の指定証)

第二十三条 法第三十五条第三項の規定により国

の開設する覚醒剤施用機関の管理者に交付する指定証は、別記第二十一号様式の定めるところによる。

2 厚生労働大臣は、國の開設する覚醒剤施用機関において指定証を毀損し、又は失したときは、主務大臣の請求に基づいて指定証の再交付をする。

(譲紙の代価)

第二十四条 法第三十条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、それぞれその金額に相当する収入印紙を申請書にはつて納付しなければならない。

2 法第三十条の三第一項及び第二項に規定する権限

16 法第三十条の十六第一項において準用する法第二十五条に規定する権限(覚醒剤製造業者及び國の開設する覚醒剤施用機関に係るもの)を除く。

17 法第三十一条に規定する権限(覚醒剤製造業者及び國の開設する覚醒剤施用機関に係るもの)を除く。

18 法第三十二条第一項及び第二項に規定する権限(覚醒剤製造業者及び國の開設する覚醒剤施用機関に係るもの)を除く。

19 法第三十四条に規定する権限(覚醒剤製造業者に係るもの)を除く。

20 法第四十条の三第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。

21 この省令は、昭和二十六年七月三十日から施行する。

附 則 第三〇号

この省令は、昭和二九年六月三〇日厚生省令

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年六月十二日から適用する。

附 則 (昭和三〇年九月一九日厚生省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

二 法第二十条第五項及び第六項に規定する権限

三 法第三十条の二に規定する権限

四 法第三十条の三第一項に規定する権限

五 法第三十条の四第一項に規定する権限

六 法第三十条の五において準用する法第四条第一項に規定する権限

七 法第三十条の五において準用する法第五条第一項に規定する権限

八 法第三十条の五において準用する法第十一条に規定する権限

九 法第三十条の五において準用する法第十一條に規定する権限

十 法第三十条の五において準用する法第十二条第一項及び第四項に規定する権限

十一 法第三十条の六第一項、第三項及び第四項に規定する権限

十二 法第三十条の九第一項第七号に規定する権限

十三 法第三十条の十二第一項に規定する権限

十四 法第三十条の十四第一項及び第四項に規定する権限

十五 法第三十条の十五第一項及び第二項に規定する権限

十六 法第三十条の十六第一項において準用する法第二十五条に規定する権限(覚醒剤製造業者に係るもの)を除く。

十七 法第三十一条に規定する権限(覚醒剤製造業者及び國の開設する覚醒剤施用機関に係るもの)を除く。

十八 法第三十二条第一項及び第二項に規定する権限(覚醒剤製造業者及び國の開設する覚醒剤施用機関に係るもの)を除く。

十九 法第三十四条に規定する権限(覚醒剤製造業者に係るもの)を除く。

二十 法第四十条の三第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。

二十一 この省令は、昭和二十九年六月三〇日厚生省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年六月十二日から適用する。

附 則 (昭和三〇年九月一九日厚生省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

二 法第二十条第五項及び第六項に規定する権限

三 法第三十条の二に規定する権限

四 法第三十条の三第一項に規定する権限



|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 定款第一項(一)(二)(三)の規定                |       |
| □ 人                              | □ 机   |
| 免則取扱者登録申請書                       |       |
| 免則取扱業者は各条項の規定により免則取扱業者の指定を申願します。 |       |
| 年 月 日                            | 住 所   |
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日                      | 新 兵 吾 |
| 厚生労働大臣 殿                         |       |
| 医薬品製造販売業許可番号                     |       |
| 未だ本施設を有する事の所在地及び名称               |       |
| 医 薬 品 制 造 販 売 可 能 性              |       |
| 製造所の所在地及び名称                      |       |
| 製 造 品 目                          |       |
| 備 考 事 項                          |       |

**第一條** (この省令は) 公布の日から施行する。  
**(経過措置)**  
**第十二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和五年一二月二六日厚生労働省令第一六一號)  
この省令は、公布の日から施行する。

**別記第一号様式** (一) (第二条関係)

2 いう。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

別記第一号様式(二)(第二条関係)

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 別記第1様式(二)(第二条関係)                  |  |
| 実施地を機械開拓用に許す                      |  |
| 実施地を最初第1項の規定により実施地を機械開拓の目的で申請します。 |  |
| 年 月 日                             |  |
| 住 所<br>氏 名                        |  |
| 被送付依頼事項                           |  |
| 兩國(吉野川)の森林地及び其<br>他の 土 地          |  |
| 管 理 者 の 氏 名                       |  |
| 參 考 事 項                           |  |

備考

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 字は、墨又はインクを用い、縦書きではつづり書きのこと。
- 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 診療科名欄には、医療法施行規則第1条の14第4項第4号の診療科名を記載すること。
- 参考事項欄には、月平均実効利用者想定などの参考となるべき事項を記載すること。

別記第一号様式(三)(第二条関係)

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 別紙第一様式(3)(第二種類)                     |   |
| 兌換研究者指定申済書                          |   |
| 兌換研究者名とその性別(性別欄)に上り、兌換研究者の指定を申請します。 |   |
| 年                                   | 月 |
| 姓                                   | 名 |
| 郵便番号                                |   |
| 研究 所 の 所 在 地 及 び ま た                |   |
| 兌換料を必要とする研究事項                       |   |
| 申 済 事 由                             |   |

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 文字は、墨又はインクを用い、縦書きではつきり書くこと。
- 3 参考事項欄には、月平均覚醒割使用予想量その他の参考事項を記載すること。

別記第二号様式(一)(第三条関係)

|  |
|--|
| 記入欄二号様式(一)(第3条同様)                        |
| 兌換割引券発行者指定期                              |
| 指定番号欄 令                                  |
| 在 所<br>大 史<br>郵便局の所在地<br>製造所の名前          |
| 兌換割引券法第3条第1項の規定により兌換割引券業者として指定したことを証明する。 |
| 年 月 日                                    |
| 原付労働大臣                                   |

## 別記第一号様式（二）（第三条関係）

別記第二号様式（二）（第三条関係）  
実験研究用機器登録証

|             |   |
|-------------|---|
| 指定番号        | 号 |
| 住 所         |   |
| 氏 名         |   |
| 研究（診療所）の所在地 |   |
| 病院（診療所）の名称  |   |

実験研究法第2条第1項の規定により実験研究用機器として指定したこととを明示する。

年 月 日

郵送的告知事由

□

## 別記第二号様式（三）（第三条関係）

別記第二号様式（三）（第三条関係）  
実験研究者登録証

|         |   |
|---------|---|
| 指定番号    | 号 |
| 住 所     |   |
| 氏 名     |   |
| 研究室の所在地 |   |
| 研究室の名称  |   |

実験研究法第2条第1項の規定により実験研究者として指定したこととを明示する。

年 月 日

郵送的告知事由

□

## 別記第二号様式の二（第三条の二関係）

別記第二号様式の二（第三条の二関係）  
実験研究機器登録証

年 月 日

住 所  
氏 名

厚生労働大臣 殿

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 設 実 施 の 所 在 地 及 び ま 利       | 新 |
| 実験研究者登録年月日                  | 新 |
| 製 造 品 目                     | 新 |
| 製 造 年 月                     | 新 |
| 製 造 設 备 に お け て 使 用 す る 条 件 | 新 |
| 考 察 事 項                     | 新 |

備考

- 1. 申請のうち日は、月とすること。
- 2. 字は、漢文及びイニシャルを用ひ、複数では二つを書くこと。
- 3. 制造年月欄には、一般的な年月を記載すること。
- 4. 考察事項欄には、製造子機種その他参考となるべき事項を記載すること。

## 別記第二号様式の三（第三条の三関係）

別記第二号様式の三（第三条の三関係）  
実験研究機器登録証

|                             |   |       |
|-----------------------------|---|-------|
| 設 実 施 の 所 在 地 及 び ま 利       | 新 | 年 月 日 |
| 実験研究者登録年月日                  | 新 | 年 月 日 |
| 製 造 品 目                     | 新 | 年 月 日 |
| 製 造 年 月                     | 新 | 年 月 日 |
| 製 造 設 备 に お け て 使 用 す る 条 件 | 新 | 年 月 日 |
| 考 察 事 項                     | 新 | 年 月 日 |

上記のとおり、実験研究機器を譲り渡したいので申請します。

年 月 日

住 所  
氏 名

地方厚生（支）局長 殿

注記  
用紙の大きさは、A4をすること。

別記第三号様式（一）（第四条関係）

別記第三号様式（一）（第四条関係）

| 覚 醒 剤 謙 深 証 |     |           | 年 月 日 |
|-------------|-----|-----------|-------|
| 譲渡人の指定の番号   | 第 号 | 譲渡人の指定の種類 |       |
| 譲渡人<br>氏 名  | 住 所 |           |       |
|             |     |           |       |
| 品 名         | 数 量 | 備 考       |       |
|             |     |           |       |
|             |     |           |       |
|             |     |           |       |

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 住所欄には、覚醒剤製造業者にあつてはその所在地を記入し、覚醒剤研究者にあつては所轄研究所の所在地を記入すること。
- 3 氏名欄には、覚醒剤製造業者にあつてはその名称を記入し、覚醒剤研究者にあつては所轄研究所の名称及び覚醒剤研究者の氏名を記入すること。
- 4 余白には、斜線を引くこと。

別記第三号様式（二）（第四条関係）

別記第三号様式（二）（第四条関係）

| 覚 醒 剤 謙 受 証 |     |           | 年 月 日 |
|-------------|-----|-----------|-------|
| 譲受人の指定の番号   | 第 号 | 譲受人の指定の種類 |       |
| 譲受人<br>氏 名  | 住 所 |           |       |
|             |     |           |       |
| 品 名         | 数 量 | 備 考       |       |
|             |     |           |       |
|             |     |           |       |
|             |     |           |       |

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 住所欄には、覚醒剤製造業者及び覚醒剤施用機関にあつてはその所在地を記入し、覚醒剤研究者にあつては所轄研究所の所在地を記入すること。
- 3 氏名欄には、覚醒剤製造業者及び覚醒剤施用機関にあつてはその名称を記入し、覚醒剤研究者にあつては所轄研究所の名称及び覚醒剤研究者の氏名を記入すること。
- 4 余白には、斜線を引くこと。

別記第三号様式の二（第四条の五関係）

別記第三号様式の二（第四条の五関係）

| 覚 醒 剤 謙 受 証             |          | 年 月 日 |
|-------------------------|----------|-------|
| 地 方 研 究 所 (実)局長 聞       | 署 名      |       |
| 詮 受 所 の 所 在 地 及 び 名 称   |          |       |
| 覚醒剤研究者名前及び記入欄           |          |       |
| 施用し、又は使用のため交付する品名       | 施用のための交付 |       |
| 施用し、又は使用のため交付することを明記する欄 | 施用のための交付 |       |
| 参考事項欄                   | 参考事項欄    |       |

備考  
 1 明記欄に記入すること。  
 2 予定、監査等のため用い、検査ではつきり書くこと。  
 3 施用し、又は使用のため交付する品名欄には、別途に一般名前を記載すること。  
 4 参考事項欄には、月別の覚醒剤施用予想量その他の参考となるべき事項を記載すること。

別記第四号様式（第五条関係）

別記第四号様式（第五条関係）

| 覚 醒 剤 謙 受 証  |  | 年 月 日 |
|--|--|-------|
| 日本政府 ◎ 許可申請書   |  |       |
| 厚 生 省 免 納  |  |       |
| 備考   |  |       |
| 1 明記欄に記入すること。<br>2 一括書き下すこと。<br>3 縦11.2ミリメートル、横14センチメートルとすること。 |  |       |

## 別記第五号様式（第五条関係）

別記第五号様式(第五条関係)

|  |           |
|--|-----------|
| 輸入<br>印人                                 | 販売用紙交付申請書 |
| 販売用紙法第21条第1項の規定により販売用紙から紙の交付を次のとおり申請します。 |           |
| 年　月　日                                    | 住　所       |
|  | 氏　名       |
| 製造出荷地                                    |           |
| 販売用紙の名前                                  |           |
| 販売用紙大区　類                                 |           |
| 販売用紙販売者指定番号                              |           |
| 販　売　業　者　姓　名　性　別                          | 性　別       |
| 販　賣　用　紙　品　目                              | 品　目       |

備考

- 用紙の大きさは、A4をすること。
- 字は、黒文字でシングル用い、複数ではつづり書きすること。
- 申請者が法人の場合は、社名欄には、その名前及び代表者の名前を記載すること。
- 申請者が法人の場合は、社名欄には、その名前及び代表者の名前を記載すること。
- 提出用紙には、販売用紙法第21条第1項の規定による販売用紙の名前を記載すること。
- 参考事項には、所要の一般的な説明を記載すること。
- 参考事項には、販売用紙の構成や機能及び販売方法の概要その他の必要な事項を記載すること。

## 別記第六号様式（第七条関係）

別記第六号様式(第七条関係)

|  |     |
|--|-----|
| 販売用紙保管実施場所の提出書                           |     |
| 販売用紙法第22条第1項の規定により販売用紙保管実施場所を定めたので提出します。 |     |
| 年　月　日                                    | 住　所 |
|  | 氏　名 |
| 製造出荷地                                    |     |
| 販売用紙の名前                                  |     |
| 販売用紙販売者指定番号                              |     |
| 販　賣　業　者　姓　名　性　別                          | 性　別 |
| 販　賣　用　紙　品　目                              | 品　目 |
| 参考事項                                     |     |

備考

- 用紙の大きさは、A4をすること。
- 字は、黒文字でシングル用い、複数ではつづり書きすること。
- 申請者が法人の場合は、社名欄には、その名前及び代表者の名前を記載すること。
- 申請者が法人の場合は、社名欄には、その名前及び代表者の名前を記載すること。
- 提出用紙には、販売用紙法第22条第1項の規定による販売用紙の名前を記載すること。
- 参考事項には、所要の一般的な説明を記載すること。
- 参考事項には、販売用紙の構成や機能及び販売方法の概要その他の必要な事項を記載すること。

## 別記第七号様式（第八条関係）

別記第七号様式(第八条関係)

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 販売用紙届出書                         |     |
| 販売用紙法第22条の2の規定により販売用紙の届出を請求します。 |     |
| 年　月　日                           | 住　所 |
|                                 | 氏　名 |
| 製造出荷地                           |     |
| 販売用紙の名前                         |     |
| 販売用紙販売者指定番号                     |     |
| 販　賣　業　者　姓　名　性　別                 | 性　別 |
| 販　賣　用　紙　品　目                     | 品　目 |
| 参考事項                            |     |

備考

- 用紙の大きさは、A4をすること。
- 字は、黒文字でシングル用い、複数ではつづり書きすること。
- 申請者が法人の場合は、社名欄には、その名前及び代表者の名前を記載すること。
- 申請者が法人の場合は、社名欄には、その名前及び代表者の名前を記載すること。
- 提出用紙には、販売用紙法第22条の2の規定による販売用紙の名前を記載すること。
- 参考事項には、所要の一般的な説明を記載すること。
- 参考事項には、販売用紙の構成や機能及び販売方法の概要その他の必要な事項を記載すること。

## 別記第八号様式（一）（第十条関係）

別記第八号様式(一)(第十条関係)

|               |        |
|---------------|--------|
| 輸入者登録証        | 輸入者登録証 |
| 輸入者登録証登録者登録番号 | 登録番号   |
| 年　月　日         | 住　所    |
|               | 氏　名    |
| 輸出地           |        |
| 輸入（輸出、製造）品　目  |        |
| 参考事項          |        |

備考

- 用紙の大きさは、A4をすること。
- 字は、黒文字でシングル用い、複数ではつづり書きすること。
- 申請者が法人の場合は、社名欄には、その名前及び代表者の名前を記載すること。
- 輸入（輸出、製造）品目欄には、一般的な名前を記載すること。
- 輸出地欄には、申請用紙法第4条第1項の規定による輸出地を記載すること。
- 参考事項には、輸入（輸出、製造）品目及び数量欄には、別型第2-1一般的な名前及びその数量を記載すること。

**別記第八号様式（二）（第十条関係）**

|   |            |         |      |           |       |      |          |
|---|------------|---------|------|-----------|-------|------|----------|
| 別記第八号様式（二）（第十条関係）   |            |         |      |           |       |      |          |
| 実験用研究者登録者登定申込書  |            |         |      |           |       |      |          |
| 実験用研究法第6条の規定において使用する同法第4条第2項の規定により実験用研究料<br>使用者の指定を申請します。   |            |         |      |           |       |      |          |
| 年 月 日   | 住 所<br>氏 名 |         |      |           |       |      |          |
| 郵送用紙面   |            |         |      |           |       |      |          |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">登録所の所在地</td> <td style="width: 10%;">登録者名</td> </tr> <tr> <td>東 京 都 港 区</td> <td>田 中 明</td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> <td>100-0001</td> </tr> </table> |            | 登録所の所在地 | 登録者名 | 東 京 都 港 区 | 田 中 明 | 郵便番号 | 100-0001 |
| 登録所の所在地   | 登録者名       |         |      |           |       |      |          |
| 東 京 都 港 区   | 田 中 明      |         |      |           |       |      |          |
| 郵便番号  | 100-0001   |         |      |           |       |      |          |
| 備考  |            |         |      |           |       |      |          |
| 1. 相手の大きさは、横に下りてごとく。<br>2. 平文、墨文はインクを用い、體書きではつきり書くこと。<br>3. 中間が法人の場合は、氏名欄には、その名前及び代表者の氏名を記載すること。<br>4. 記載欄に記載するものは、必ず本件を記載すること。<br>5. 事務用封筒に、実験用研究料使用者登録申込書に規定するものについて記載する<br>旨の別表及びその複数本の他参考となるべき事項を記載すること。  |            |         |      |           |       |      |          |

**別記第八号様式（三）（第十条関係）**

|   |            |         |      |           |       |      |          |
|---|------------|---------|------|-----------|-------|------|----------|
| 別記第八号様式（三）（第十条関係）   |            |         |      |           |       |      |          |
| 実験用研究者登録者登定申込書  |            |         |      |           |       |      |          |
| 実験用研究法第6条の規定において使用する同法第4条第2項の規定により、実験用研究<br>使用者の指定を申請します。   |            |         |      |           |       |      |          |
| 年 月 日   | 住 所<br>氏 名 |         |      |           |       |      |          |
| 郵送用紙面   |            |         |      |           |       |      |          |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">登録所の所在地</td> <td style="width: 10%;">登録者名</td> </tr> <tr> <td>東 京 都 港 区</td> <td>田 中 明</td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> <td>100-0001</td> </tr> </table> |            | 登録所の所在地 | 登録者名 | 東 京 都 港 区 | 田 中 明 | 郵便番号 | 100-0001 |
| 登録所の所在地   | 登録者名       |         |      |           |       |      |          |
| 東 京 都 港 区   | 田 中 明      |         |      |           |       |      |          |
| 郵便番号  | 100-0001   |         |      |           |       |      |          |
| 備考  |            |         |      |           |       |      |          |
| 1. 用紙の大きさは、A4を下りてごとく。<br>2. 平文、墨文はインクを用い、體書きではつきり書くこと。<br>3. 事務用封筒に、平時の実験用研究料使用者登録申込書その他の参考となるべき事項を記載する<br>こと。  |            |         |      |           |       |      |          |

**別記第九号様式（一）（第十一条関係）**

|   |            |         |      |           |       |      |          |
|---|------------|---------|------|-----------|-------|------|----------|
| 別記第九号様式（一）（第十一条関係）  |            |         |      |           |       |      |          |
| 輸入業者登録者登定申込書  |            |         |      |           |       |      |          |
| 実験用研究料輸出業者登定申込書   |            |         |      |           |       |      |          |
| 実験用研究法第20条の規定により、実験用研究料輸出業者として登定したことの<br>證明する。  |            |         |      |           |       |      |          |
| 年 月 日   | 住 所<br>氏 名 |         |      |           |       |      |          |
| 郵送用紙面   |            |         |      |           |       |      |          |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">登録所の所在地</td> <td style="width: 10%;">登録者名</td> </tr> <tr> <td>東 京 都 港 区</td> <td>田 中 明</td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> <td>100-0001</td> </tr> </table> |            | 登録所の所在地 | 登録者名 | 東 京 都 港 区 | 田 中 明 | 郵便番号 | 100-0001 |
| 登録所の所在地   | 登録者名       |         |      |           |       |      |          |
| 東 京 都 港 区   | 田 中 明      |         |      |           |       |      |          |
| 郵便番号  | 100-0001   |         |      |           |       |      |          |
| 備考  |            |         |      |           |       |      |          |
| 1. 用紙の大きさは、A4を下りてごとく。<br>2. 平文、墨文はインクを用い、體書きではつきり書くこと。<br>3. 事務用封筒に、平時の実験用研究料輸出業者登定申込書その他の参考となるべき事項を記載する<br>こと。   |            |         |      |           |       |      |          |

**別記第九号様式（二）（第十一条関係）**

|   |            |         |      |           |       |      |          |
|---|------------|---------|------|-----------|-------|------|----------|
| 別記第九号様式（二）（第十一条関係）  |            |         |      |           |       |      |          |
| 輸出業者登録者登定申込書  |            |         |      |           |       |      |          |
| 実験用研究料輸入業者登定申込書   |            |         |      |           |       |      |          |
| 実験用研究法第20条の規定により、実験用研究料輸入業者として登定したことの<br>證明する。  |            |         |      |           |       |      |          |
| 年 月 日   | 住 所<br>氏 名 |         |      |           |       |      |          |
| 郵送用紙面   |            |         |      |           |       |      |          |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">登録所の所在地</td> <td style="width: 10%;">登録者名</td> </tr> <tr> <td>東 京 都 港 区</td> <td>田 中 明</td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> <td>100-0001</td> </tr> </table> |            | 登録所の所在地 | 登録者名 | 東 京 都 港 区 | 田 中 明 | 郵便番号 | 100-0001 |
| 登録所の所在地   | 登録者名       |         |      |           |       |      |          |
| 東 京 都 港 区   | 田 中 明      |         |      |           |       |      |          |
| 郵便番号  | 100-0001   |         |      |           |       |      |          |
| 備考  |            |         |      |           |       |      |          |
| 1. 用紙の大きさは、A4を下りてごとく。<br>2. 平文、墨文はインクを用い、體書きではつきり書くこと。<br>3. 事務用封筒に、平時の実験用研究料輸入業者登定申込書その他の参考となるべき事項を記載する<br>こと。   |            |         |      |           |       |      |          |

別記第九号様式（三）（第十一条関係）

|   |        |
|---|--------|
| 別記第9号様式(三)(第十一条認定)                        |        |
| 兌換割引料研究者指定状                               |        |
|   |        |
| 指定番号等                                     | 号      |
|   |        |
| 住 所                                       |        |
| 姓 名                                       |        |
| 研究室の所在地                                   |        |
| 研究室の名称                                    |        |
|   |        |
| 兌換割引法第30条の2の規定により、兌換割引料研究者として指定したことを証明する。 |        |
|   |        |
| 年 月 日                                     | 都道府県知事 |
|   |        |

別記第十号様式（第十二条関係）

| 別紙十種の書類(第二条第4項)                             |   |
|---|---|
| 医薬品である販売用料剤携帯輸入(輸出)許可申請書                    |   |
| 主   | 副 |
| 使用人(法人、個人)<br>提出するよううりん<br>医薬品である販売用<br>料剤名 |   |
| 入出港(出港)する理由                                 |   |
| 医薬品として運搬<br>する場合の輸送方法を<br>記載する              |   |
| 入港(出港)の期間                                   |   |
| 入港(出港)港名                                    |   |
| 上記のとおり、医薬品である販売用料剤を携帯して輸入(輸出)したいので申請します。    |   |
| 年 月 日                                       |   |
| 住 所   |   |
| (一〇一四字)<br>姓 名                              |   |
| 地方税(支)局長 構<br>(法印)                          |   |

別記第十一号様式（第十三条関係）

|  |            |
|--|------------|
| 別紙第十一号(第十二号用紙)                                 |            |
| 発兌割取料額の申告書                                     |            |
| 販売取扱額20条の4第4項の規定により定期割取料額の輸入(輸出)の許可を申請し<br>ます。 |            |
| 年 月 日  | 申 所<br>長 名 |
| 地元貿易会員登録                                       |            |
| 面 て の 備 し て 申 し て お き ま す                      |            |
| 支 所 の 所 在 地 は ど う い う                          |            |
| 輸 入 (輸 出) の 事 業 者                              |            |
| 輸 入 (輸 出) の 期 判 制                              |            |
| 輸 入 (輸 出) の 申 し て お き ま す                      |            |
| 輸 入 (輸 出) の 期 限                                |            |
| 申 し て お き ま す                                  |            |

備考

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 字は、黒又はインクを用い、墨書きではつきり書くこと。
- 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 輸入(輸出)の品目欄には、一般的な名称を記載すること。
- 参考事項欄には、輸送の方法の他参考となるべき事項を記載すること。

別記第十二号様式（第十四条関係）

別記第十三号様式（第十六条関係）

|                  |         |
|------------------|---------|
| 別記第十三号様式(第十六条関係) |         |
| 実施部屋別種別証         |         |
| 年 月 日            |         |
| 譲受年月日            |         |
| 譲受人              |         |
| 住 所<br>氏 名       |         |
| 指定の種類及び参考        |         |
| 譲 受 人            | 住 所     |
| 氏 名              |         |
| 品 名              | 規 格     |
| 量                | 単 位     |
| 原 価              | 販 售 価 格 |
| 税 額              | 税 額     |
| 支 付              | 支 付     |
| 期 初              | 期 末     |
| 備 考              | 備 考     |

備考  
 1 用紙の大きさは、A4を下ること。  
 2 文字は、黒い記入用紙を用い、縦書きでつづり書きのこと。  
 3 設定が法人の場合は、氏名欄には、その名前及び代表者の氏名を記載すること。  
 4 品名欄には、日本語の物語とあわせて、日本語以外にせめられた名前を、その傍にひがしに一般的な名前を記載すること。  
 5 合成言葉は、斜線を引いてこと。

別記第十四号様式（第十六条関係）

|                  |         |
|------------------|---------|
| 別記第十四号様式(第十六条関係) |         |
| 実施部屋別種別証         |         |
| 年 月 日            |         |
| 譲受年月日            |         |
| 譲受人              |         |
| 住 所<br>氏 名       |         |
| 指定の種類及び参考        |         |
| 譲 受 人            | 住 所     |
| 氏 名              |         |
| 実 用 の 日 期        |         |
| 品 名              | 規 格     |
| 量                | 単 位     |
| 原 価              | 販 售 価 格 |
| 税 額              | 税 額     |
| 支 付              | 支 付     |
| 期 初              | 期 末     |
| 備 考              | 備 考     |

備考 用紙及び記載上の注意は、別記第12号様式に準ずること。

別記第十五号様式（第十八条関係）

|   |  |
|---|--|
| 別記第十五号様式(第十八条関係)                                  |  |
| 実施部屋別種別証の提出書                                      |  |
| 実施部屋別種別証法第26条の12第1項 第2号の規定により実施部屋別種別証の保管場所を届け出ます。 |  |
| 年 月 日   |  |
| 姓 生 氏 名   |  |
| 地方誕生日(10周年) 誕                                     |  |
| 誕生日の年齢、誕生日及び月日                                    |  |
| 実施部屋別種別証の所在場所及び名称                                 |  |
| 実施部屋別種別証を保管しようとする場所                               |  |
| 合 球 場   |  |

備考  
 1 用紙の大きさは、A4を下ること。  
 2 文字は、黒い記入用紙を用い、縦書きでつづり書きのこと。  
 3 設定が法人の場合は、氏名欄には、その名前及び代表者の氏名を記載すること。  
 4 各登録項目には、保管場所の場所、設備及び保管方法の概要、内容品目ごとの他条件となるべき事項を記載すること。

別記第十六号様式（第十九条第一項関係）

|  |  |
|--|--|
| 別記第十六号様式(第十九条第一項関係)                      |  |
| 実施部屋別種別証の提出書                             |  |
| 実施部屋別種別証法第26条の12の規定により実施部屋別種別証の提出を届け出ます。 |  |
| 年 月 日                                    |  |
| 住 所<br>氏 名                               |  |
| 都 道 府 市 知 事 院                            |  |
| 都 道 府 市 知 事 院                            |  |
| 都 道 府 市 知 事 院                            |  |
| 都 道 府 市 知 事 院                            |  |
| 都 道 府 市 知 事 院                            |  |
| 都 道 府 市 知 事 院                            |  |

備考  
 1 用紙の大きさは、A4を下ること。  
 2 文字は、黒い記入用紙を用い、縦書きでつづり書きのこと。  
 3 設定が法人の場合は、氏名欄には、その名前及び代表者の氏名を記載すること。ただし、法人の場合は、登記簿上に登記する事務所の名称を記載する場合、登記簿上に登記する事務所の名称を記載する場合を除く。  
 4 備考欄にあわせて実施部屋別種別証の品名及び数量欄に、日本語及び英語にあわせて日本語に記載された名前及びその数値を、その他にあわせて一般的な名前及びその数値を記載すること。

別記第十七号様式（第十九条第二項関係）

別記第十八号様式（第十九条第三項関係）

別記第十九号様式（第二十条関係）

別記第二十号様式（第二十一條關係）

|  |                  |     |
|--|------------------|-----|
| 別紙第十七号(第十九号、第一項同様)   |                  |     |
| 交付又は開示済のものに依る薬品又は更換開示用医療用具届出書                                |                  |     |
| 受取者取扱い規則等の各項目を記載する規定に依り交付又は開示済の薬品又は更換開示用医療用具届出書に記載することを要する事項 |                  |     |
| 半<br>月<br>日  | 在<br>籍<br>氏<br>名 |     |
| 医 療 所 施 業 加 入 紹 介  |                  |     |
| 対象とした薬品又はあらわし<br>記載した薬品                                      | 品 名              | 規 格 |
| 対象を行った施設の所轄<br>機関又は施設  |                  |     |
| 発 営 の 日 時  |                  |     |
| 受 家 の 姓 名  |                  |     |
| 受 家 の 性 別  |                  |     |
| 受 家 の 年 齡  |                  |     |
| 歩 考 事 備  |                  |     |

参考書

- 用語の大きさは、Mとすること。
- 字、号、又はイニシャルを用い、著者によってつける書くこと。
- 著者が法人の場合、氏名には、その名及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国際的標準による著者記載法によれば、その代理者の氏名を、団の頭取とする個人の氏名を記載すること。
- 医薬品の販売業者では、販売業者の名前及び販売業者による販売業者の名前を記載すること。

備考

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 字は、黒文書用のインクを用い、著者ではつきり書きること。
- 申請者又は法人の名は、氏名によっては、その名前及び著者の氏名を記載すること。ただし、国際開発支援院又は文部省によっては、その申請者の氏名を、国際開発支援院動物療育室等にあっては開発院の施設名として記載すること。
- 譲り受けた既存品又は新規開発原料の品名及び数量等は、日本英語版医薬品名にあっては日本英語版に定められた名称及びその数量を、その他にあっては一般的な名称及びその数量を記載すること。

|  |                        |    |     |
|--|------------------------|----|-----|
| 別記第十九号様式(第二十問関係)                         |                        | 番号 | 取去証 |
| 收去處(控)                                   |                        |    |     |
| 1 指定を受けた者又は、<br>機関の所在地                   | 1 指定を受けた者又は、<br>機関の所在地 |    |     |
| 2 指定証の番号                                 | 2 指定証の番号               |    |     |
| 3 指定の種類                                  | 3 指定の種類                |    |     |
| 4 氏名                                     | 4 氏名                   |    |     |
| [法人にあっては、<br>名稱]                         | [法人にあっては、<br>名稱]       |    |     |
| 5 収去場所                                   | 5 収去場所                 |    |     |
| 6 品名・数量                                  | 6 品名・数量                |    |     |
| 発給前取扱法第32条第1項(第2項)の規定により試験のため上記のとおり収去する。 |                        |    |     |
| 年月日                                      | 年月日                    |    |     |
| 收去者 宮職 氏名                                | 所屬                     |    |     |
| 備考                                       | 收去者 宮職 氏名              |    |     |

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること

用紙の大きさは、A4とすること

|                   |      |
|-------------------|------|
| 別紙第二十号様式(第二十一条同様) |      |
| 貢書                |      |
| 上記                |      |
| 第一号               |      |
| 官職                |      |
| 氏名                |      |
| 年月日生              |      |
| 被監禁者長身分の所持書       |      |
| 年月日施行             |      |
| 有効期間              | 年月日迄 |
| 付印(捺印)            |      |

別記第二十一号様式(第二十三条要項)  
図面種別を記載する場合指定部  
指定番号等 号  
機関(参考事所)の所在地  
機関(参考事所)の名称  
警報然取扱法第33条第1項の規定により警報然取扱機関として認定したことを説明する。

1

| 品目                           | 数量  |
|------------------------------|-----|
| フエニルアミノプロパン及びその塩類            | 一瓦  |
| フエニルメチルアミノプロパン及びそ<br>の塩類     | 二〇錠 |
| フエニルアミノプロパン及びその塩類            | 一瓦  |
| の錠                           |     |
| フエニルメチルアミノプロパン及びそ<br>の塩類の錠   |     |
| フエニルアミノプロパン及びそ<br>の塩類の錠      |     |
| の注射液                         |     |
| フエニルメチルアミノプロパン及びそ<br>の塩類の注射液 |     |